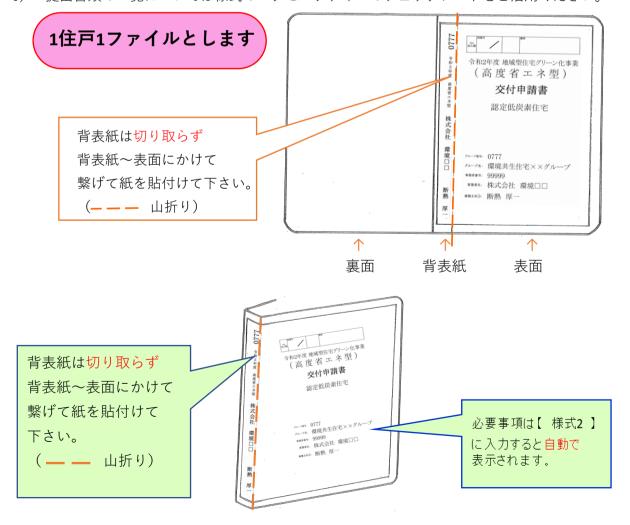
### 令和2年度地域型住宅グリーン化事業

#### 交付申請書【高度省エネ型】の作成要領

- 1) 交付申請者が作成してください。 但し、質疑応答はグループ事務局の担当者とのみ行います。
- 2) 作成要領を参照の上申請毎に<u>3部作成</u>し、<u>正1部と控え1部をグループ事務局へ提出してください</u>。 ※残りの1部は交付申請者(施工事業者)の控えとして必ず保管してください。 グループ事務局の担当者とは、控えがあることを前提として、審査の質疑応答を行います。
- 注) **各様式**の内、押印書類は必ず「<u>原本</u>」を提出してください。(カラーコピーは不可) (請負用の共同事業実施規約と協定書は「写し」の提出になります。ご注意ください。)
- 3) 申請図書は、A 4 紙製2穴 フラットファイルに綴じて提出してください。(1住戸 1ファイル)(リングファイルやバインダーは使用しないでください。)フラットファイルの表紙及び背表紙には、<u>様式エクセルの中の「ファイル表紙」</u>をプリントアウトして糊付けしてください。(下図参照)
- 4) 書類の大きさは原則としてA4サイズとします。
  設計図書(平面図、立面図等)は、A3サイズとし、この場合はA4サイズに折ってください。
  尚、A3の図面をA4に縮小するのは避けてください。
- 5) 要求されていない書類は提出しないでください。
- 6) 提出書類の一覧については様式のエクセルファイルのチェックシートをご活用ください。



# 様式2(高度省エネ型)

b)補助対象事業の省エネ改修に係る計画、省エネ計算、施工 内で研修を行うとともに、当該研修の結果を踏まえ、必要 ること。

採択通知書の3ページ目に記入 してあるのが**グループ番号**です。 赤丸で囲っている番号を様式に 記入してください。

4. 附帯条件及び留意事項

09- 0 + + + (0 • • •

グループ番号

・2 (1) 長寿命型 (長期優良住宅)、(3) 高度省エネ型 (認定低炭 定住宅)、(5) 省エネ改修型、(6) 優良建築物型については別紙 必要な書類が整った日以降、 グループ事務局に提出する日 を記入してください。

#### 原本提出

修正箇所がある場合 「原本再提出」となる 為、提出前に必ず記入 内容をご確認ください。

<法人>

<個人>

実印

EΠ

会社の代表者

個人事業主の

個人事業主は、

「マイナン

バーの記載が

ない印鑑登録

証明書しの原 本(三ヶ月以内 に発行された

**もの**) の提出

が必要です。

令和2年度の事業者番号下5桁 を記入してください。

事業者番号 9 9 9 9 9 令和 2 年 ◎ 月 □ 日 申請日

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

#### 令和2年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書

適用申請書に登録 している同内容で 記入してください。 内容が変わる場合 は、計画変更の手 続きを行ってくだ さい。

令和2年度地域型住宅グリーン化事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、令和2年度地 域型住宅グリーン化事業補助金交付規程第5の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。申請にあ たっては、交付申請者及び対象住宅が本事業の要件やグループの共通ルールに適合していること、交付申請 者及び対象住宅の建設に関係する法令を遵守することに間違いありません。

なお、グループ代表者及び事務局担当者を申請代理人と定め、令和2年度地域型住宅グリーン化事業補助金 の交付申請等の手続きに関する一切の権限を委任します。

記

所属するグループ名を正確に記入してください。

1.交付申請者

所属グループ番号 0 7 7 7 所属グループ名称 環境共生住宅××グループ

今社の代表者印 法人・個人事業主 株式会社 環境□□ の場合は実印 代表者氏名 床下 伝二 印 住 東京 新宿区揚場町□○-×××

契約形態の該当 項目にチェック を記入してくだ さい。

.交付申請する住宅の建築主等

契 約 フリカ・ナ ダンネツ コウイチ 物件名(売買の場合) 断熱 厚一 青鱼契約 ダンネツ アツコ 建築主名② 売買契約 断熱 厚子

※連名の場合は建築主名①に代表の方、他の方は建築主名②に記入し他の方が 売買契約による場合は「○○○クウンハウス△号柳 等. 特定できる名称を記 ス り場合は建築主名②に併記

- 3.補助事業の概要(様式3のとおり)
- 4.事業の工事着工日(着工予定日) (様式3のとおり)
- 5.事業の完了日(完了予定日) (様式3のとおり)
- 6.交付申請額・算出方法及び事業経費の配分(様式4のとおり)

(注意事項)

- 1. 交付申請書は、1住戸につき1枚作成してください。 2. 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。(提出書類共通)

売買の場合(建築主名に<u>物件名を記入</u>)

○○△□◎グリーンハウス ◇区画●●号地 □ 請負契約 建築主名② 売買契約

請負契約書の建築主が連名の場合、 交付申請する建築主も連名としてください。

# 様式3(高度省エネ型)

請負契約物件のみ契約の締結日を記入してください。 工事着工(予定)日を記入してください。 (売買物件は記入不要) グループ番号 0777 断埶 厘-確認事項が、 対象住宅・建築物の概要 全て遵守されて 1.工事請負契約の締結日 いること必ず確 月〇〇日 -請負契約の場合に記入 認してから、 2.工事着工日(着工予定日) 着工していない チェックを記入 令和 年 ◇ 月 △△ 日 ことが確認でき してください。 る書類について、 3. 工事着工日(着工予定日)に関する確認 ※着工可能とな 何れかを選択し 「2.工事着工目(着工予定目)」について以下のことを確認しました る時期について て頂き確認でき ・採択通知目以降であること ※ ・認定申請後 または 認定取得済であること は、必ず所管行 る書類を提出し 確認事項 ・根切り工事 及び 基礎杭打ち工事、柱状改良工事 前であること ・着工に関わる関係法令を遵守していること 政庁に確認して てください。 \*売買は上記項目を踏まえ「年度内の着工」であること ください。 (何れか1つ提出) 4.採択通知日より前に着工していないことが確認できる書類 採択通知日以降に所定の内容が記入された看板を入れて撮影した「着工前の現地写真」 ※1 採択通知日以降に交付された「確認済証」※1 П 採択通知日以降に認定申請した「認定通知書」等 ※1・※2 ※1計画変更で追加登録された施工事業者の場合は、「採択通知日以降」を「着工可能日」に読み替えてください。 った日としている場合は、所管行政庁の受付印のある認定申請書(第一面~第四面)の写しのみ提出してください。 5.事業の完了日(完了予定日) ※事業完了(支払い全額精算かつ引渡し)日、または 対象住宅の 令和 2 年 ◇ 月 ◇◇ 日 完了実績報告提出期限の何れか早い日 ※事業完了後の交付申請はできません。 「建設地、構造、 6.対象住宅の概要 階数、面積、用 途| にチェック 東京 新宿区揚場町△△□-○○ 抽 を記入してくだ 事業完了とは、 契約書と表記が異なる理由 □ 住居表示のため □ 分筆前のため ■ その他(契約書は分筆前のため さい。 ・工事の完成 ■ 木造のみ □ 混構造(木造+鉄筋コンクリート造、木造と鉄骨遺 ・引渡し完了 ※地名地番につ 地上 2 階 地下 0 階 契約書の建設地と表記が異なる場合は、理由を ・工事費の支払 115.28 m² (少数点第三位以<sup>-</sup> 記入してください。 いては、必ず確 い完了 用 涂 □ 住宅(インナーガレージ付) □ 住宅以外の用途との併用住宅 認申請の地名地 番と整合させて 上記の全てが 7.三世代同居対応住宅に設置する調理室等の数(三世代同居加算を対象とする場合) ください。 整った日を指し 調理室 カ所 2 カ所 浴室 1 カ所 便 所 2 ヵ所 玄 関 1 ます。 三世代加算を申請す る場合のみ、調理室 等の数を記入してく ださい。

# 指定書式(高度省エネ型)

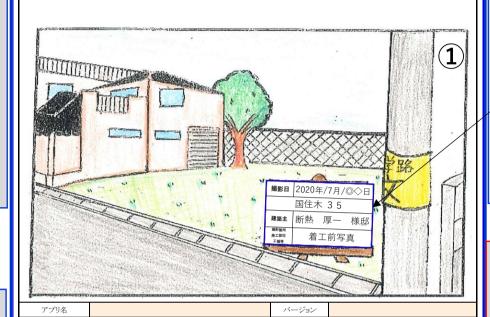
# 良い撮影例

# 「カラー(色付き)」で提出してください。

前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ着工前の敷地全景写真を2枚貼付。

異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むこできる位置を 撮影したてくださ 提出してください。

写真を貼付ける際は、縦・横の比率を変更せず、枠いっぱいに貼ります。 は、ではていまくしていたださい。 グループ番号 0777 断熱 厚一 対象住宅・建築物の着工前の現地写真 採択通知日以降の着工前の写真



国住木 3 5 **建築主** 断熱 厚一 様邸 **開題開稿 第工館 着工前写真**アプリ名

憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェ

原則、電子黒板は使 用不可。

「マニュアル第1章 4.3現地の写真撮影」 及び「マニュアル第1 章別添2」を参照く ださい。 《配置図》 東 生也 道 路 写真の中には、

- ・採択通知番号
- ・撮影日
- ・建築主名または 物件名

上記項目が記入してある看板が写し込まれている写真を提出してください。

採択日まで未着工で あることを確認しま す。

※丁張(遣り方)までは未着工とします。

※根切工事、柱状改良、基礎杭打ち工事はは<u>着工</u>となります。

※建替え等で既存建 物がある場合も撮影 のうえ提出してくだ さい。

※積雪で地面が見えない場合も撮影のうえ提出してください。

必ず提出する「**配置図**」 にマーカー(色付き)を使 用して**写真方向を**記入 してください。

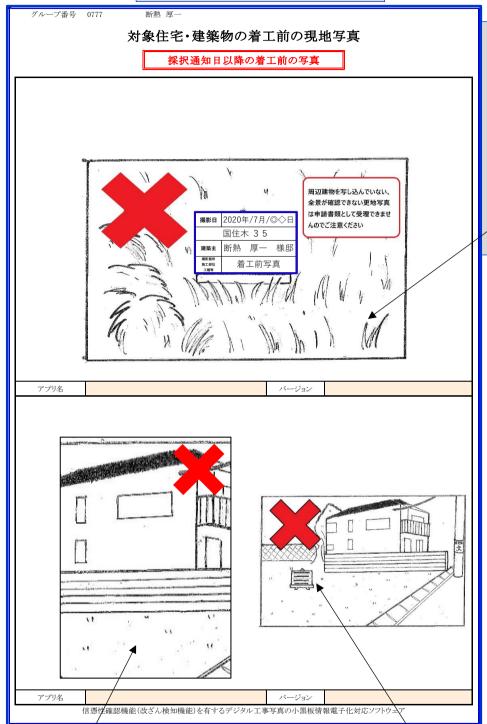
写真方向と貼付写真がわ かるように記入してくだ さい。

撮影日 2020年/7月/◎◇日

# 指定書式(高度省エネ型)

# 悪い撮影例

# 白黒写真の提出は不可



周辺状況を写し 込んでいない、 又は、全景が確 認できない 事真は申請書類 として受理出来 ませんのでご 意ください。

看板がない写真、周辺状況等 が不明瞭な写真(敷地全景が確 認出来ない)は不可 看板が遠くて記載している項目が読めない写真は、申 請書類として受理出来ません。

看板は周辺状況とともに明瞭に撮影してください。

看板の写真が遠くて不明瞭の場合は、看板のみを近接 で撮影した写真を併せて提出してください。

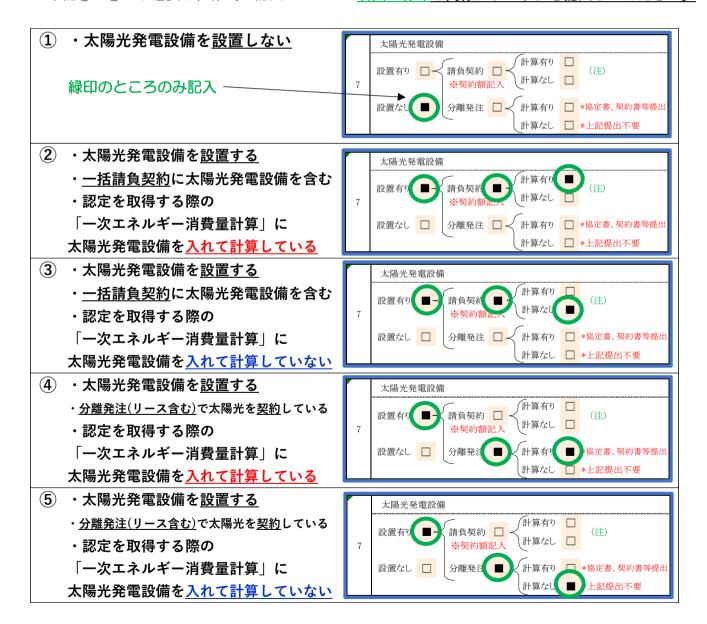
様式4(高度省エネ型) 請負契約書に記載 の契約額 グループ番号 断埶 厚一 太陽光発電に (税抜き額) 対象住宅・建築物の経費 ついては、別 を記入してくださ .契約の区分及び契約額(消費税抜き) 紙「認定住宅 ■ 請負契約による住宅 工事請負契約の契約額 (A) 25,000,000 の太陽光発電 □ 売買契約による住宅 工事につい て」をご確認 2.契約額のうち補助対象とならない経費の内訳(消費税抜き) 補助対象外工事費 項目 工事費 頂き、該当箇 マニュアル第3章 用地費、地盤引 2,000,000 ココのチェックを 2 インナーガレ 所にチェック 0 円 3.2表1-1を参考に 「□」にすると「設置 昇降機、煙突 04 17 を記入してく 補助対象**外**工事費 有り」が「■」になり 房||込み工事 4 层外給排水工 600,000 円 ださい。 ます。 5 分離して購入 笙) 300,000 円 を記入してくださ 6 設計料、工事監理質、 550,000 円 太陽光発電設備 計算有り □ **請**負契約 □・ -設置有り □ 計算なし □ ※調整値引きのマ 円 ※契約額記入 設置なし ■ 分離発注 □ ✓計算有り □ \*協定書、契約書等提出 イナス計上は出来 計算な ません。 利益排除 5,000,000 世 対象住宅におい 0 円 て国の補助金が 10 その他 0 補助対象外工事費 合計 8,450,000 円 含まれていない 様式5において、申 (注)計算あり」とは認定申請の際の一次エネルギー消費量計算に含む 補助制度を活用 告第2条(ハ)で(原 した場合は、そ 3.他の補助事業の補助金 価による申請)の「該 ▲ 国庫を含まない補助金の額 300,000 円 (C) の補助額を記入 当する」にチェック してください。 4.補助対象工事費の算出 がある場合、利益排 補助対象工事費 (A)-{(B)+(C)} 16,250,000 ⊞ (D) 除分の金額を計上し てください。 5.補助額 補助対象工事費から求める補助額の確認 補助額が補助 (D)/10000(単位調整)×1/10= 162 110 万円(E) 対象工事費の 配分区分 1/10以下であ 万円 (E) 高度省工之型(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅) 110 ることを確認 し記入してく 地域材加算 20 万円 ₹ 「適」が表示さ ださい。 万円 三世代同居対応住宅加算 30 れていることを 160 確認してくださ 交付申請額 万円 い。 加算を使用する場合、加算額(地域材・三世 代)を記入してください。 交付申請額を確認してください。 ※補助額、地域材加算、三世代加算を申 請ツールに登録されている金額と同じで あることを必ず確認してください。

#### 認定住宅の太陽光発電工事について

- ・認定住宅については、<u>認定を取得する際に太陽光発電を一次エネルギー消費量計算の中に含む</u>と 補助金を申請する「**要件」になる為、下記のフローに従い様式の記入等対応してください**。
- ・「**要件」となる太陽光発電工事を<u>分離発注(交付申請者以外の施工事業者が請負又はリース)する</u>場合、**分離発注先の施工事業者をグループ構成員とし、交付申請書を提出の際には、「分離発注の契約書等の写し」、「様式5-2協定書」の提出が必要になります。 マニュアル等をご確認頂き、対応してください。
- 注) 一括請負契約で交付決定を受けたものを完了実績報告で分離発注に変えることは出来ません。 契約形態の変更は事業中止扱いとなる為、ご注意ください。(マニュアル 第1章 参照)

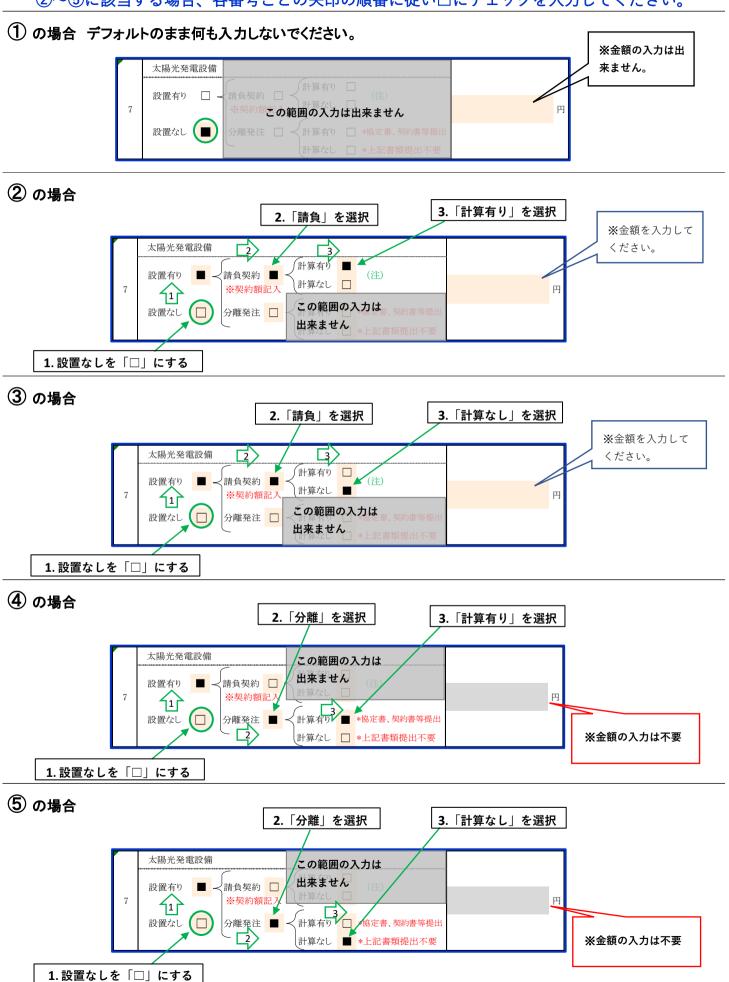
#### 《認定住宅の太陽光発電工事のフロー》

「対象物件の契約形態」と「認定を取得する際の一次エネルギー消費量計算」に該当するものを下記①~⑤から選択し、様式の記入については右図の緑印と同様にチェックを記入してください。



# 様式4(高度省エネ型) 太陽光発電設備の入力の仕方

②~⑤に該当する場合、各番号ごとの矢印の順番に従い□にチェックを入力してください。



# 様式5(高度省エネ型)

# 写しを提出

請負契約書の締

結が紙媒体では

ない場合(電子

契約)は、申告

欄にチェックを

記入してくださ

建築主の押印に

ついては、印鑑

の証明ができる

実印とし印鑑登

録証明書の原本

(三ヶ月以内に

発行されたも

**の**) を提出して

い。

グループ番号 0777

断熱 厚一

#### 令和2年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

#### (要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等を大く参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(へ)の全ての事項について、了解したものとする。

- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付 対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行 わなければならないこと
- (ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと
- (ニ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと
- (ホ) 提出した個人情報は、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること
- (へ) 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

#### (申告)

第2条 甲及び乙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。なお(ロ)及び(ハ) については、乙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む)を含むものとする。

(イ) 平成29年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び 暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

(ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等の関係にあること

※甲が複数の場合、何れかの者が申告内容に該当する時は(イ)は「有り」、 (ハ)「該当する」にチェック 2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付 された本補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲及び乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲及び乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

#### 日付は、

ください。

·採択通知日以 降

かつ

・交付申請日前

#### (交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続きを共同して行う。

2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。

3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

#### (補助金の還元)

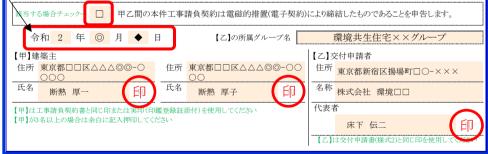
第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとす。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に乙に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

#### (不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる本補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに減実に協議を行うものとする。

甲及び乙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を2通作成 し、それぞれ保管するものとするとともに、乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。



# 1**建築主**について(イ)、(ロ)のそれぞれ当てはまる項目にチェックを記入

してください。

# ②交付申請 者(施工事業

**者)**について (イ)、(ロ)のそれ ぞれ当てはまる 項目にチェック を記入してくだ さい。

# ③建築主と交付申請者の関係について当てはまる項目にチェックを記入してくださ

いっ

#### ※甲(建築主)乙(交付申請者)が関係会社等の場合

(ハ)欄の該当するのどちらかにチェックを記入してください。 (原価による申請の場合、利益相当分を補助対象工事から除く)



押印に使用する印鑑は、

- ●交付申請者⇒様式2と同じ代表者印
- ●建築主 ⇒請負契約書と同じ印

※建築主様の押印が請負契約書と違う場合は、

**印鑑登録証明書の原本(**三ヶ月以内に発行された もの)をご提出ください。

## 様式5-2(高度省エネ型)

# 写しを提出

建築主の記

入があるか

確認してく

(連名の場

合は、代表

甲と丙(分離発

注先)の請負契

約書の締結が

紙媒体ではな

い場合(電子契

約)は、申告欄

にチェックを

記入してくだ

建築主の押印

については、

印鑑の証明が

できる実印と

し印鑑登録証

(三ヶ月以内に

発行されたも

**の**) を提出し

てください。

明書の原本

さい。

となる一

名)

ださい。

#### 令和2年度地域型住宅グリーン化事業に関する協定書

(目的)

第1条

分離発注工事がある場合のみ提出

甲、乙及び丙は、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)の趣旨を理解し、良質な住宅を甲に提供する。

(本事業の代表者)

第2条

分離発注によって複数の施工事業者が本工事を行うため、乙と丙のうち乙を施工事業者の代表とする。また乙が中心となって施工事業 者に関わる本事業の要件を満たす。

本事業に関する諸手続き等については、甲、乙及び丙を代表して乙が行い、補助金の還元については乙、丙を代表して乙が行うものと する。また甲及び丙は乙の求めに応じて手続きに協力する。

(要件等の確認)

第3条

. 甲、乙及び丙は、本事業に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要 件に合致することを確認する。甲、乙及び丙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知 する義務を負う。

- 2 甲、乙及び丙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ト)の全ての事項について、了解したものとする。
- 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象 部分を除く部分は、この限りではない)
- 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わな ければからかいこ
- 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分 (補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう)しようとする時は、事前に処ケ内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これは補助対象外の設備・部材であっても、要件に係わるものす てに適用されること
- 提出した個人情報は、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の見的 の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事 業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデー 表されることがあること
- 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承 知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと
- 甲、乙及び丙は、本事業の手続きに使用する書類、本補助事業で行われるアンケート等について、すみやかに準備し
- 本協定書内に定めのない項目については、甲と乙にて締結された「令和元年度地域型住宅グリーン化事業 共同事業実施規約」に 準じること

(申告)

第4条

甲及び丙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について甲及び乙に申告する。☆お(ロ)及び(ハ)に ついては、丙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 平成29年度以降、国土交诵省住字局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程 第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団 員との不適切な関係にあること

(ハ) 甲丙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等に該当すること

該当する 該当する 者見積

前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された 補助金を返還することについて、甲、乙、丙とも一切の意義を申し立てないものとする。

甲及び丙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲、乙及び丙は当該損害についてその責任を負うことと

補助金の交付を受けるため、本協定書を互いに確認し、本協定書に従って補助事業を実施するものとして、本協定書を3 通作成し、それぞれ保管するものとするとともに、乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

日付は、

·採択通知日以

降

かつ

・交付申請日前

該当する場合チ 甲丙間の本件工事請負契約は電磁的措置(電子契約)により締結したものであることを申告します。 令和 2 年 △ 月 ○ 日 グループ名 環境共生住宅××グルー

【甲】建築主 【乙】施工事業者(交付申請者) 【丙】施工事業者(分離発注先) 東京都□□区△△△◎◎-○○○ 東京都新宿区揚場町□○-×× 住所 住所 住所 東京都新宿区揚場町□ △-99999 印 氏名 名称 名称 断熱 厚一 株式会社 環境口口 株式会社〇〇太陽光 代表者 住所 東京都□□区△△△◎◎ 床下 伝二 囙 太陽 光太郎 印 氏名 钔 断熱 厚子 【丙】は代表者印を押印してください(甲・乙は様式5と同じ

#### ※甲(建築主)丙(分離発注先)が関係会社等の場合

(ハ)欄の該当するのどちらかにチェックを記入してください。

(原価による申請の場合、利益相当分を補助対象工事から除く)

ı		丙について				
ı	(1)		無し			有り
ı	(口)		該当	しない		該当する
	(ハ)		甲 該当 しない		亥当す	いて る(三者見積) る(設計原価)

押印に使用する印鑑は、

- ●交付申請者⇒様式2と同じ代表者印
- ●建築主 ⇒請負契約書、様式5と同じ印
- ●(丙)施工事業者 ⇒会社の代表者印

※建築主様の押印が請負契約書と違う場合は、

**印鑑登録証明書の原本(**三ヶ月以内に発行されたもの)

をご提出ください。

1(丙)施工 事業者(分 離発注先)に

ついて(イ)、 (口)のそれぞ れ当てはまる 項目にチェッ クを記入して ください。

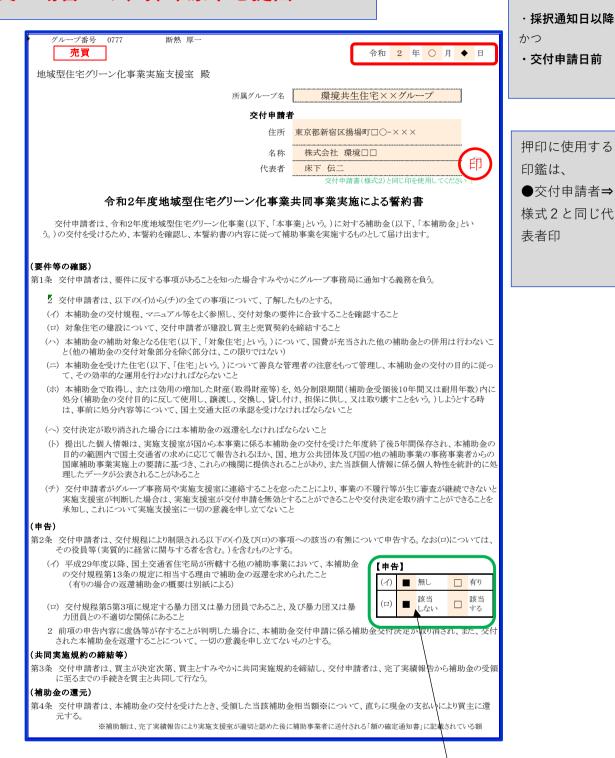
②建築主と 分離発注先 の関係につ

いて当てはま る項目に チェックを記 入してくださ

いん

# 様式5-3(高度省エネ型)

# 売買の場合のみ、押印原本を提出



**交付申請者**について当てはまる項目にチェックを記入してください。

日付は、